

## 大分大学大学院教育学研究科心理教育相談室規程

平成16年4月1日制定  
平成16年教育福祉科学部規程第9号

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学大学院教育学研究科規程第2条の2第2項の規定に基づき、大分大学大学院教育学研究科心理教育相談室（以下「相談室」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 相談室は、心理、発達、教育に関する相談及び研究を行い、地域社会に貢献するとともに、大分大学教育学研究科（以下「研究科」という。）学校教育専攻臨床心理学コースの教育・研究の進展に資することを目的とする。

### (業務)

第3条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域社会における心理、発達、教育に関する相談業務（以下「相談業務」という。）に関すること。
- (2) 臨床心理実習に関すること。
- (3) 相談業務についての調査・研究に関すること。
- (4) その他相談業務に関すること。

### (組織)

第4条 相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 相談室長（以下「室長」という。）
- (2) 副室長
- (3) 臨床相談員
- (4) 相談指導員
- (5) 相談専門員
- (6) 相談研修生
- (7) 特別研究員
- (8) 相談補佐員
- (9) その他必要な職員

### (運営)

第5条 相談室の運営に関する事項を審議するため、相談室に大分大学大学院教育学研究科心理教育相談室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

### (室長)

第6条 室長は、相談室の業務を掌理するとともに、相談研修生及び特別研究員の指導及び相談業務にあたる。

2 室長は、臨床相談員の内から、委員会の推薦に基づき研究科委員会で選出する。

3 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (副室長)

第7条 副室長は、室長の業務を補佐し、室長が不在のときはその業務を代行する。

2 副室長は、第4条第3号の臨床相談員のうちから、委員会で選出する。

3 副室長の任期は、室長の任期と同一の期間とし、再任を妨げない。ただし、欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨床相談員)

第8条 臨床相談員は、相談研修生及び特別研究員の指導並びに相談業務に当たる。

- 2 臨床相談員は、研究科の教員のうちから、公認心理師又は臨床心理士の資格を持つ者をもって充てる。

(相談指導員)

第9条 相談指導員は、相談研修生及び特別研究員の指導並びに相談業務に当たる。

- 2 相談指導員は、研究科を主担当としない者であって、学内及び学外の公認心理師若しくは臨床心理士の有資格者又はそれと同等以上の専門的資質を有する者で委員会が認めたものとする。
- 3 他学部・他研究科の教員及び学外者の相談指導員は、委員会の推薦に基づき研究科長が委嘱する。
- 4 前項の相談指導員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(相談専門員)

第10条 相談専門員は、室長の監督の下に相談業務を行う。

- 2 相談専門員は、公認心理師若しくは臨床心理士の有資格者又はそれと同等以上の専門的資質を有する者であって、委員会が認めたものとする。
- 3 相談専門員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(相談研修生)

第11条 相談研修生は、室長、副室長、臨床相談員及び相談指導員の指導の下に相談業務を行う。

- 2 相談研修生は、研究科学校教育専攻臨床心理学コースに所属する学生とする。

(特別研究員)

第12条 特別研究員は、室長、副室長、臨床相談員及び相談指導員の指導の下に相談業務を行う。

- 2 特別研究員は、研究科学校教育専攻臨床心理学コースを修了した者又は委員会が適当と認めた者とする。

(相談補佐員)

第13条 相談補佐員は、第3条の業務に関する補佐及び室長、副室長、臨床相談員及び相談指導員の指導の下に相談業務を行う。

- 2 相談補佐員は、公認心理師若しくは臨床心理士の有資格者又はそれと同等以上の専門的資質を有する者で委員会が認めた者とする。

(カンファレンス)

第14条 相談室の相談業務の実施に関する事項を検討するため、カンファレンスを行う。

- 2 カンファレンスについて必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 相談室の事務は、教育学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、相談室の運営について必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本規程施行前に研究科学校教育専攻教育臨床心理学コースを修了した者は、第10条第2項

に規定する特別研究員とみなす。

附 則（平成16年教育福祉科学部規程第28号）  
この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則（平成20年教育学研究科規程第1号）  
この規程は、平成20年4月9日から施行する。

附 則（平成22年教育学研究科規程第1号）  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教育学研究科規程第1号）  
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教育学研究科規程第5号）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教育学研究科規程第8号）  
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年教育学研究科規程第2号）  
この規程は、令和元年6月12日から施行する。

附 則（令和元年教育学研究科規程第3号）  
この規程は、令和元年7月9日から施行する。